

特定調停の概要

透明性が確保でき、特定の債務に限定して申立てが可能であるとして、外部有識者会議から提案を受けた債務整理の手法である「特定調停」を採用。このたび、県政改革方針に基づき、**(公社)ひょうご農林機構**が本県・日本政策金融公庫を相手方として**特定調停を申立て**。

< 県政改革方針 > ひょうご農林機構の債務整理

県民負担を軽減する観点から、日本政策金融公庫からの貸付金については県からの直接貸付への切り替えを実施した上で、農林機構から県への弁済が見込めない部分については速やかに県が債権放棄を実施

< 同方針R7年度実施計画 >

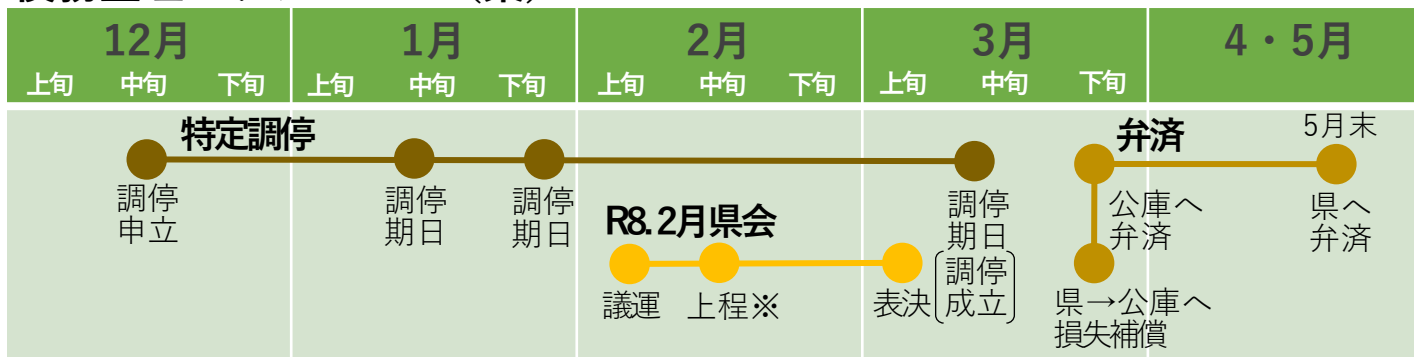
県及び日本政策金融公庫からの借入金について、**特定調停の場を通じて債務整理を実施**

- 申立日：**令和7年12月12日（金）**
- 申立人：**(公社)ひょうご農林機構**
- 相手方：**兵庫県、日本政策金融公庫**
- 負債の状況（R7.7月末時点）

| | 元金 | 利息 | 計 |
|----|---------|--------|---------|
| 県 | 439.5億円 | 12.6億円 | 452.1億円 |
| 公庫 | 271.3億円 | (※) 0円 | 271.3億円 |

(※この他、調停中に遅延損害金等が発生する見込み)

- 債務整理スケジュール（案）



※県への弁済額等の調停合意内容は、2月県会令和7年度議案として説明予定

